

# 東京都市町村テニス協会会則

## 第 1 章 総 則

### 【名称及び事務所】

第 1 条 本会は東京都市町村テニス協会と称し、事務所は東京都市町村内に置く。

### 【目 的】

第 2 条 本会は東京都市町村におけるテニスの普及と発展を図ると共に、本会の会員相互の連帯と親睦を図ることを目的とする。

### 【事 業】

第 3 条 本会は第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (イ) 各種テニス競技会。
- (ロ) 会員相互の親睦及び競技力向上のための各種催し及び情報交換。
- (ハ) 各種団体との提携及び交流。
- (ニ) その他、本会の目的達成に必要な事業。

### 【組 織】

第 4 条 本会は、東京都市町村の体育協会に加盟しているか、加盟を準備しているテニスの組織(以下、会員と称する)で構成する。

- 2. 1市町村1組織とする。

### 【加 盟】

第 5 条 東京都市町村の体育協会に加盟しているテニスの組織の加盟は、理事会の承認を必要とする。又、体育協会に加盟の準備にあるテニス組織の加盟は、総会の承認を必要とする。

### 【脱 退】

第 6 条 会員はいつでも脱会できる。

### 【権 利】

第 7 条 本会の企画するすべての催しへの参加。

- 2. 会計等の書類の閲覧。

### 【義 務】

第 8 条 本会の活動への積極的な参加。

- 2. 会則の遵守。
- 3. 会費の期限内納入。

## 第 2 章 役 員

### 【役 員】

第 9 条 本会に次の役員を置く。

会 長	1名
副 会 長	若干名
理 事 長	1名
副 理 事 長	1名
理 事	若干名

2. 本会は次の名誉役員を置くことができる。

名誉会長 1名  
顧問 若干名  
相談役 若干名

#### 【役員を選出】

第10条 本会の役員を選出は次の通りとする。

- (イ) 会長及び副会長は理事会において推薦し、総会の承認を必要とする。
- (ロ) 理事長、副理事長及び会計は、理事の互選とし総会の承認を必要とする
- (ハ) 理事は各ブロック毎に互選する。又、会長は若干名の理事を推薦することができる。両理事とも総会の承認を必要とする。ブロックについては別途これを定める。
- (ニ) 名誉役員は、理事会が推薦し、総会の承認を経て会長が委嘱する。

#### 【役員の任務】

第11条 本会の役員の任務は次の通りとする。

- (イ) 会長は、本会を代表し会務を総理する。
- (ロ) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (ハ) 理事長は、理事会を代表し会務を執行する、
- (ニ) 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (ホ) 理事は、理事会を構成し会務を分担して執行する。
- (ヘ) 会計は本会の会計を処理する。
- (ト) 名誉会長は必要に応じて、本会の運営を指導する。
- (チ) 顧問は、本会の重要事項について諮問に応じる。
- (リ) 相談役は、理事会に出席し助言及び調停を行う。

#### 【役員任期】

第12条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2. 役員に欠員ができた場合は、これを補充することができる。補充役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3. 役員は、その任期満了後でも、後任者が就任するまで、その任務を行う。

## 第 3 章 会 議

#### 【会 議】

第13条 本会の会議は次の通りとする。

##### (イ) 総会

役員及び代議員をもって構成し、以下の事項を審議決議する。代議員は1会員1名とする。議長は代議員の中から選出する。尚、会長及び会員の3分の1以上の要求があった場合は、会長は臨時総会を招集しなければならない。

- ① 事業計画及び事業報告。
- ② 年次の決算及び予算。
- ③ 会則の改正。
- ④ 他団体への加盟及び他団体からの脱退。

- ⑤ 役員の選出及び承認。
- ⑥ 会計監査の選出。
- ⑦ その他必要な事項。

(ロ) 理事会

会長、副会長、会計及び理事をもって構成し、理事長が招集し、議長となり、会務を執行する。

- ① 総会の決議に基づく会務。
- ② 体育協会に加盟を準備しているテニスの組織の加盟に関する事項。
- ③ 会長及び副会長の推薦に関する事項。
- ④ 理事長及び副理事長の選出に関する事項。
- ⑤ その他役員に関する事項。
- ⑥ 総会に付議する事項。
- ⑦ その他必要とする事項。

【会議の成立】

第14条 理事会及び総会、臨時総会は定数の過半数(委任状を含む)をもって成立する。

【表 決】

第15条 理事会及び総会、臨時総会の議事は、出席者の過半数をもって決する。但し、総会に出席の役員は議決権をもたない。尚、賛否同数の場合は、議長がこれを決める。

## 第 4 章 会 計

【経 費】

第16条 本会の経費は次に掲げるもので充当する。

- (イ) 会費
- (ロ) 事業収入
- (ハ) 寄付金
- (二) その他

【会 費】

第17条 本会の会費は会員で分担する。

【決 算】

第18条 本会の決算は、会計年度終了後に監査を受け、理事会を経て総会に報告し、承認を受けなければならない。

【会計年度】

第19条 本会の会計年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

## 第 5 章 付 則

1. 本会則は、1999年 1月 31日から施行する。
2. 1991年3月3日一部改正
3. 本会則の施行に必要な細則は、理事会の内規として別途定める。
4. 1999年1月31日一部改正